

# 会名変更への意見

神奈川県 平岡昭三

一私は、会名変更に大賛成です

1. 「平成維新を実現する会」を呼称する全国各地の諸会に対する、大前さんの要請する唯一最大の条件であり、禁止事項は「会名による特定政治家・政党応援運動の禁止」であります。このことは大前さんから、何度も言われており大変明白であります。

そして、本会では民主党の菅直人氏や小川敏夫氏を会として公然と応援運動を続け、会報にも掲載しております。それは、今後とも不変のように見受けられます。ですから、会名を変更すべきは、当然なのであります。そうしなければ、大前さんの本会に対する嫌悪感は、何時までも続くであります。又、全国の諸会も迷惑するであります。

そのようなことでは、会員皆様も、誠に不本意だろうと思います。以上は、大変明白単純な理屈であります。治田代表は、この理屈を充分理解しておられる大人ですから、会名変更の提案をしているものと思います。

2. 之に対し、総会での会員の発言の中には、「会名変更賛成」や「大前さんに強調できるものは強調すべし」というものの他に「現在の会名も、政治家支援運動も、共に続け乍ら静観すべし」というご意見もありました。

之は上記の理屈からすれば、大変虫のいい駄々っ子の理論ではないでしょうか。そして重大なことは、そういう意見があるのみならず、会全体がこの駄々っ子の理論を、今も、之までも之からも、実践し、実践し続けようとしている、ということ、であります。会員全員は、先ず冷静にこのことを、充分認識すべきではないでしょうか。

こういう駄々っ子は、全国どの「実現する会」にもありません。そして、大変都合の悪いことは、この駄々っ子が、辺境の小さな県なら未だよいのですが、日本の中心、政治の中心の東京の最大勢

力の会で起こっている、ということであります。平成維新の実現のため、一日も早く、この問題を解決しなければなりません。

3. 上記を認識の上で、「会名変更」か「政治家支援を止める」かのどちらをとるかの二者択一だらうと思います。今、本会の活動状況を見るに平成維新や道州制実現に直結する運動は、殆どやっておりません。直結運動とは、「維新憲章や道州制などの具体的な政策の実現」に直結する運動であります。唯單に、革新政治家や政党を応援する等だけなら、世間一般の、市民政治運動の会もやっていることであり、それだけをもって、平成維新に間接に貢献しているというのは強弁に過ぎるのではないかでしょうか。

従って、この際、会の運動内容を大きく転換しない限り、会名を変更し、会名・会則から「平成維新と維新憲章」を削除し、すっきりさせるのは当然ではないでしょうか。

4. 尚、大前さんが「特定政治家・政党支援禁止」に拘わるのは、次のような理由だらうと思います。

1) その政治家・政党が「維新憲章・道州制」などの政策にぴったり一致するかど、軽々に見極めがつかないし、情勢により、くるくる変る可能性もある。

2) 自分も、自分の考えで、その時の情勢により、特定の政治家・政党を支援したり、自ら立候補したりすることもありうる。その時、自分を支援する会が、それと違った人や党を支援すると、世間から矛盾を指弾されることもありうる。

3) 自分が将来、「実現する会」にも頼んで、共同作業をして貰いたい時には、声をかけるが、その時フリーハンドでいて貰った方が、何かとお互いやりいいだろう。

4) 勿論、会員個人が、個人の立場で、特定の人や党を応援することは、一向に差支えない。

以上は勿論、私の単なるゲスですが、ご参考まで。

## 衆議院定数訴訟をおこすための勉強会案内

し、下記要領で勉強会を行います。各地の有権者が訴訟を起こすことによって、裁判所の決定と国民世論・国会論議に大きな影響を与えることができます。訴訟費用も大変に安いです。どうぞ皆様ふるってご参加下さい。

■テーマ：「衆議院定数訴訟をおこすための勉強会」

■主 催：首都圏市民会議加盟4団体

■講演者：宮川淑（みやがわ・きよし）独協大教授

■日 時：第1回9月5日（土）14:00～16:30  
第2回9月19日（土）14:00～16:30

■会 場：人久保スポーツプラザ

（高田馬場駅下車、徒歩10分）

■参加費：資料代 500円

■問い合わせ先：秋野谷敏明 TEL 045-574-3923

盛夏の折り、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。先の参議院選挙では、有権者の意識の高まりとともに、国民の声が大きく政治に反映されました。しかし、この選挙での議員一人当たりの有権者数格差は、最小の鳥取と最大の東京で4.98倍、先の衆議院選挙でも最低の島根3区と北海道8区の間で2.14倍でした。

「地方に配慮」の名目のもと、政治家の利益誘導で国の富をとめどもなくハコモノ行政につきこんでゆく、このような憲法違反の選挙制度に、我々は目をつぶっていてよいのでしょうか。国民の権利は、憲法の下にあくまで平等です。

そこで、3月の講演会につづき、この方面での裁判訴訟に経験豊富な、独協大の宮川淑教授をお招き